

お知らせ

建設工事等の入札参加者の皆様へ

建設工事等の入札・契約制度の改正について

三芳町では令和6年4月1日以降に入札公告又は指名通知する建設工事等の入札制度を下記のとおり改正します。

記

1. 相指名業者との間での下請契約について

相指名業者の下請選定は行わないこととしてきましたが、相指名業者との間での下請契約を緩和します。

また、一括下請負は建設業法第22条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第14条で禁止されていることから、一括下請にならないように十分注意するとともに、元請業者として、下請工事を含めた工事全体の施工に実質的に関与し、適正な工事の施工に努めることとして下さい。

2. 一般競争入札における1者入札参加の取扱いについて

一般競争入札、指名競争入札において、入札参加者の数が1者であるときは、入札を執行しないものとしてきましたが、ダイレクト型制限付き一般競争入札については、入札参加者の数が1者の場合であっても有効として、入札を執行するよう取扱いを変更します。

なお、指名競争入札において入札参加者が1者のみの場合は、従来通り入札を取りやめることとします。